ひねのホームだより

平成27年 秋号

発行者：社会福祉法人　清光会　　住　所　〒598－0021
共同生活援助事業所　　泉佐野市日根野２３３１－１
ひねのホーム　　電　話　０７２（４６７）３２００
管理者　　柴沼　廣　　ＦＡＸ　０７２（４６７）３２０１

グループホームの今後

管 理 者　柴沼　廣

平成27年10月15日、厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法の見直しについての論議が行われました。その中で、「グループホームから一人暮らしへの移行を目指す人などを対象とした、定期的な巡回訪問と随時に対応するサービスの創設を検討する」と言う考えが明らかにされたと並行して、「グループホームは重度の人(障害支援区分の高い人、以後重度の人)が暮らす場所と位置づけ、軽度の人(障害支援区分の低い人、以後軽度の人)は利用対象から外すことも視野に入れる」ことも含み、知的障害者、精神障害者の重度化・高齢化に対応できるように、サービスの再編成に進む流れになってきています。

「ひねのホーム」において、ホームご利用者の一人暮らしに関しては、本人の希望もあり以前に一人実施しました。結果は、健康面の問題でホームに戻ってきましたが、本人の口からは「一人暮らしの方がよい」と今だ希望が出ています。時代が望むのではなく、本人が望むなら一人暮らしへのチャレンジはすべきであり、また、前回のチャレンジで得た事業所としての経験は、今後に生かせるものだと思っています。現行のグループホーム利用者の中でも、十分一人暮らしができる方がおられますので、本人の希望が出れば、多くの課題が私たち側にはありますが、すぐにでも共にチャレンジしたいと思っています。

次に、グループホームでの生活を重度の人を対象としていくという話に関しては、当然、グループホームの利用対象者は、限定されるものではない為、必要とする人がおり、条件が合えば利用できるものだと思います。ただ、ひねのホームとして現行の構成メンバーが大きく変わることに対しては、ハード面、ソフト面の整備が必要となる為時間がかかるものだと思っています。また、重度の人を積極的に受け入れることにより、現在生活されている軽度の人を、希望もしていないのに一人暮らしに追いやる選択肢は持ちたくないと考えています。

私たちは、生活の場には多くの課題が存在し、それを解決しながら生活しています。グループホームという生活の場は、一人の生活の場ではなく、知らない者同士が生活する場所です。同時に、障害の特性もバラバラの中で生活されています。その生活の中で、単に重度の人だから、軽度の人だからと判断するのではなく、一緒に生活している仲間として、共に生活するためにはどのような課題を解決することが必要であるのか、また、その為にはどの様な配慮が必要であるかを考え、今まで同様より良い生活の場を提供できるようにしていきたいと考えています。

地域生活を支えるシステム その1

サービス利用時に計画を作成してくれています。「相談支援センターかがやき」さんに話を伺いました。

サービス等利用計画と相談支援専門員について

かがやき　水谷和代

今までと変わらずグループホームで生活がしたいのに、役所から相談支援専門員が必要になったとか、サービス等利用計画を作成しないといけないとか言われたことはありませんか？なぜそのようなものが必要になったの？それは何？相談支援専門員ってどんな人？と思われたことはありませんか？今回はその疑問についてご説明させていただきます。

① なぜ必要になったのか・・・

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法一部改正により必要となりました。
今ご利用の障がい福祉サービス受給者証の更新の時に役所から案内されます。

② サービス等利用計画とは・・・

グループホームや通所施設などの障がい福祉サービス等を利用されているご本人の生活に対する夢、挑戦したいことや悩み等を相談支援専門員が聞きながら、ご本人の夢に向けてどのような支援が必要なのかご本人と一緒に考えて、わかりやすくまとめたものがサービス等利用計画です。

③ 相談支援専門員ってどんな人？・・・

福祉サービスを利用されているご本人、ご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をおこないます。また、福祉サービス事業者等との連絡調整などをおこない、ご本人の思いに添ったサービス提供ができているのかを定期的にご本人やご家族、サービス事業所から話を聞きとり、確認して書類を作成します。

サービスの組み合わせ以外の相談を伺ったり、ご本人の自己決定・自己選択ができるように支援することも大切な役割となっています。
自分らしくやりたいことに挑戦し、楽しい生活が送れるように一緒に考えてみませんか？
話を聞いて欲しいと思われた時は遠慮せずに電話にてみてください。

（福） 清光会
相談支援センター　かがやき
〒598-0021　泉佐野市日根野 2331-1
電話 072-468-0120　FAX 072-467-0055
相談支援専門員　岡崎智寿・水谷和代

世話人のつぶやき

＜世話人の仕事を通して＞　　その①

言葉の苗が育ちました

世話人　田中　佐知

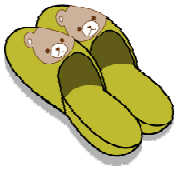

朝、仕事に入るといつもスリッパを揃えてくれていて、「おはようございます」と言葉を掛け合うことで一日の仕事がスタートします。私がご入居者と接する日は、平日の２日と土日どちらか１日という時間で、その限られている時間にご本人の思いや体調のことも気付くことができるように接しています。仕事を始めた頃こんな経験がありました。「おはようございます」「何か欲しいものはないですか？」「どこか行きたいところはないですか？」と言葉をかけて会話のきっかけを作ろうしましたが、返事がなく私は嫌われているのかな？と思って落ち込みました。先輩に相談したところ「毎回の一回一回の言葉は届いているはず。言葉の苗を一本一本その方の心に植え付けられているので、いつか成長して言葉を交わしてくれるよ」とアドバイスを受けました。

ある時、そのご入居者が「田中さん、通所先で軍手を使わなくなったから世話人さんで使って下さい」と持ってきてくれました。心を開いてもらうにはどうしたら良いか？と考えた事ありましたが、軍手の件で全て吹っ飛び解決することが出来ました。

ご入居者とのコミュニケーションの取り方を工夫して、散歩しながら季節の話をしたり、新聞広告のデザートの写真を一緒に見て「食べたいものありますか？」と聞いたりしています。その方に合ったコミュニケーションの方法を用いて、一人ひとりの思いを聞き取り充実した生活の支援が出来るように心がけています。

ご入居者の高齢化に対応して

世話人　勝部　博子

私が勤務するホームは、平成 18 年 4 月に共同生活が始まり 10 月で 8 年 6 ヶ月経ちました。この 8 年 6 ヶ月の間に 60 才を超える方が 2 名、50 代が 1 名、40 代が 2 名となりました。年齢を重ねるにつれて身体的状況が大きく変わった方、持病の進行に伴い運動機能に変化が起きている方がいます。たとえば、以前は敏速に歩けていた方が、わずかな段差で躓くことが多くなり、杖を使うようになったり、転倒による怪我から頭部を守るためにヘッドギアの装着を余儀なくされた方もいます。また、以前はベッドよりの起き上がりもスムーズにおこなえてた方が、手助けが必要となって来ています。

ホームでは個人個人の生活状況、身体状況に合わせて個別の支援を行っています。ベッドでの起き上がりが困難になった方には、立ち上がり用のベッド柵を設置したり、握力の低下が見られる方には、その方が使いやすいようにホークや食器に工夫を凝らしたりしています。また、風呂場やトイレや玄関の上がり框に立ち上がり用の手すりを増設して、転倒を防止しています。

加齢と身体状況の変化はこれからも進んで行きます。進行を緩やかにするために生活の中に簡単な運動を取り入れたりもしています。これからも個人個人の状況の違いを充分に理解して、一日でも多く楽しいと思える日々を送ってもらえる支援をしていきたいと思います。

えがお記念館　行事写真より

ピース

ちょっと　おすまし

飲んで　いいの

しかと見よ！

似てる・・・！

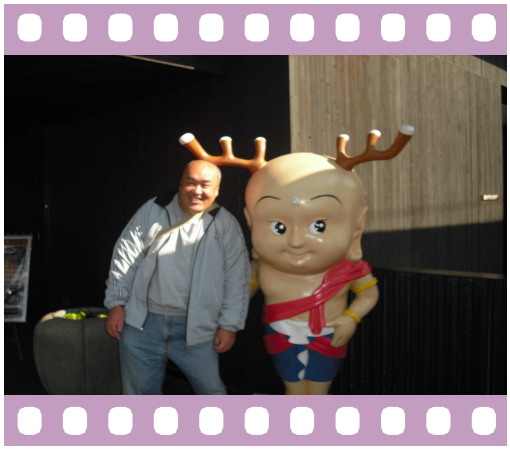

できたん？

マグカップ　絵付け　体験中

まだかなア～

メリーゴーランド

ジェットコースター

コーヒーカップ

こうやくんと一緒に

明石海峡大橋と一緒に

懐かしの写真館

平成20年から3枚

若い若い皆さんです

世話人のつぶやき

＜世話人の仕事を通して＞　その②

就労しているご入居者の支援

世話人　庄司　弘子

現在私が勤務しているホームには、ご入居者が 6 名います。6 名の内 5 名の方が就労をしています。尚、以前は 6 名とも就労をしていた時期もありました。就労先は、一般企業に 3 名と法人内の施設、和泉の里で 2 名の方が働いています。

就労者の支援で一番力を入れていることは、遅刻をすることなく出勤してもらうことです。朝の苦手な方には起床の声掛けをしています。また、いつもはきちんとご自分で起きる方が起きて来ない時など、体調などに気を使いながら声掛けをしています。次に気を付けていることは、皆さんの健康状態です。朝の表情や声掛けに対する受け答えで身体の状態や気持ちのありどころを確認しています。食事の様子をみながら健康状態を把握して出勤となりますが、最後に服装の確認をしています。コーディネイトはもちろんのこと、季節感やその日の気候を考えた衣類を着てもらうようにアドバイスをしています。朝はあわただしさでアッという間に時間が経ってしまいます。

直接の生活支援だけでなく、仕事や友達間の悩みなどゆっくり話を聞いたり、個別の外出の希望にはヘルパー活用の手配などもしています。皆さんそれぞれに悩みや思いがあります。一つでも多く解決できるようにアドバイスをしていきたいと思います。

人権研修に参加して

世話人　植松　芳水

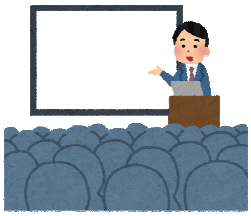

清光会では人権研修が行われています。私たちひねのホームの世話人・支援員も外部講師の研修が行われる時に参加して一緒に研修を受けています。

講師は大阪大谷大学教育学部の小田浩伸先生です。「障がいの基礎理解と支援」や「人権についての理解」などいろいろと勉強させていただいています。今年 9 月に参加した人権研修では、「合理的配慮」について学びました。合理的配慮とは、障がい者の特性や状況などの実態を把握して、過度な負担を課すことなく、それぞれ個別な対応を行うことです。例えば、自閉症の方であれば写真や図で視覚的に見通しをたて順序立てて伝える配慮を行うことなどです。また、充分な支援をするには知的障がいの状態に応じて個々にあった環境・支援を考えることであり、そのためには、専門知識を学ぶことの重要性を感じました。

支援に関する基礎的な心がけは、①グループホームで安心して暮らせる集団作り。②違いを認め合えること。③失敗を認め合えること。④否定的にとらえない集団作りを心がけることなど支援者の言葉がけでより良い方向へ支援をする大切さを学びました。

褒める・認めるなど物事を肯定的にとられる意識を常におき、日々の支援に役立ていきたいと思います。

やさしさいっぱい

～よいお話～

9 月 26 日、山本京子様・西川正之様・中野信広様の 3 人が、外出をした帰り道で庭で倒れて動けなくなったおばあさんから助けを求められ、山本様の携帯を使って救急車の手配をしてあげることがありました。後日、ご家族が大事に至らなかったとお礼に来られました。無事で良かったとご本人たちも喜んでいました。

強度行動障がい支援者養成研修に参加して

サービス管理責任者　古谷　孝夫

強度行動障がい支援者養成の基礎研修コースが 9 月 8 日と 15 日の二日間行われ、参加してきました。

強度行動障がいとは、ご自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど「ご本人の健康を著しく損ねる行動」、他人を叩く、物を壊す、大泣き奇声が何時間も続くなど「周囲のくらしに著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続的に発生するため、特別に配慮された支援が必要な状態のことを言います。そして、強度行動障がい支援者養成研修とは、障がい福祉サービス事業所や施設で、行動障がいが著しい人の支援に直接携わる、あるいはその見込みのある支援者を対象に、その行動の背景にある障がい特性を理解し、どのような対応を行うか、その基本的なノウハウを学ぶ研修です。

研修内容としては、一日目が「強度行動障がいとは」「強度行動障がいの制度及び虐待防止につい」「自閉症に対する理解と支援の方法」「強度行動障がいと医療」「実践報告」「効果的な支援のための記録法」などの講義がありました。二日目は、6 名程度のグループに分かれ「情報収集とチームプレイの基本」「強度行動障がいとコミュニケーション」「行動障がいの背景にあるもの」などで演習が行われました。

今回の研修で、何よりも日常的な支援を整理することが重要で、特性に応じた支援を日常的な場面で取り組むことが大事であること。また、可能な限り客観的な情報収集することにより、問題の整理や支援の焦点を検討できるようにし、組織として取り組む支援が大切であることを感じました。

ひねのホームにおいても、強度行動障がいのご入居者もいますので、今回の研修で得た知識や支援方法を取り入れながら、問題行動となるような行為を未然に防ぐことができるようしていきたいと思います。そのためにはリラックスできて強い刺激を避けた環境づくり、一貫した対応をできるチームづくりなど、ご入居者ご自身の負担が軽減されるように支援して行きたいと思っています。

新企画：サービスエリアを楽しもう

サービス管理責任者　栗林源次

旅行や行楽に行きたいけれど長い時間歩くのがしんどい！

きれいな景色を見て、美味しい物を食べたい！

そんな希望を叶えるために、新企画：サービスエリアを楽しもうが、誕生しました。今回は淡路島のサービスエリアに行き、大観覧車に乗って明石海峡の景色を楽しみ、レストランで食事を済ましおみやげを買って帰りました。わずか 2 時間の滞在でしたが旅行気分が味わえたようです。参加者も楽しかった。しんどくなかった。みやげが買えたと喜んでいました。

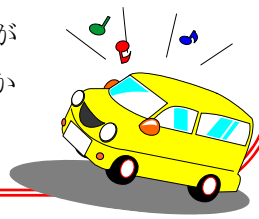

27年度分の臨時福祉給付金の申請はもうお済ですか？

事務員　大谷　阿季子

今年度も昨年度と同様に、臨時福祉給付金の申請が始まっています。申請する先は、平成 27 年 1 月 1 日（基準日）において住民登録がされている市町村となります。

施設やホームに住所を移されている方など、ひねのホームに直接書類が届いた方は、代行して申請をさせていただきますので、ご確認事などございましたらお気軽にご連絡下さい。

ご自宅で申請される場合は、期限内に申請を済まされますようにお願いいたします。尚、今年の給付内容が昨年と異なり、加算措置がなくなっています。そのため、支給金額は、一人当たり 6 千円となっております。

苦情・相談について

サービス管理責任者　栗林　源次

ひねのホームでは、苦情・相談窓口を設置してご入居者やご家族、周辺住民などの苦情・相談に対応しています。ご入居者からの相談内容については、おおよそ 8 割は外出先や、外食の希望であります。その希望を下にひねのホーム全体の行事が出来たり、ご入居ホーム単位の行事を企画したりしています。また、個別な内容については、ヘルパーを活用して実現できるように調整を図っています。外出等の余暇支援の内容以外での相談と解決は、次のような内容がありました。一部紹介します。

＜相談＞

①ご家族から「企業年金基金から書類が届いたが、叔父さんの過去のことは全く分からないので、調べて欲しい」⇒社会保険事務所に出向き、調査してもらいました。

結果：企業年金連合会より、年金の給付を受けることが出来ました。

②ご本人から「食事中に前の人がいろいろ言って来てうるさい。ご飯をゆっくり食べることが出来ないので席を替えて欲しい」⇒同居のみなさんに、ご本人の訴えを伝えて話し合いの下で席替えをしてみてはと相談しましたが、まとまりませんでした。

結果：抽選による席替えを提案して実施しました。現在はうまくいっています。

生活の中の些細な問題も、ご本人に大きな問題になっていることがあります。少しでも解決をして、豊かな生活づくりにつなげて行けるように支援をしています。

ひねのホームは、清光会ホームページで公開しております。
ホームページ　アドレス
http://s-seikoukai.or.jp/grouphome
ひねのホーム　メールアドレス
mirai4681023@nifty.com

☆編集後記☆

インフルエンザや感染性胃腸炎（ノロウィルス）の流行の時期となって来ました。今年は、新型のウィルスが流行とのことですので、手洗いやうがいなど基本的な予防から徹底していきたいと思います。